

令和8年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）

交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新規就農者及び経営継承者（以下「青年就農者」という。）の確保、育成のため、青年就農者に対し、予算の範囲内において新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「総合対策実施要綱」という。）別記2第2第2項に規定する経営開始資金及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化対策実施要綱」という。）別記1第2第2項に規定する経営開始支援資金（以下「資金」という。）を交付することに関し、総合対策実施要綱別記2、円滑化対策実施要綱別記1及び寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（資金の交付対象等）

第2条 資金の交付の対象となる者、資金の額、交付期間等は、総合対策実施要綱別記2第5第2項又は円滑化対策実施要綱別記1第5第2項に規定するとおりとする。

（青年等就農計画等の承認申請）

第3条 資金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青年等就農計画に、総合対策実施要綱別記2第5第2項第1号エに規定する経営開始資金申請追加資料又は円滑化対策実施要綱別記1第5第2項第1号エに規定する経営開始支援資金申請追加資料を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）を作成し、市長に承認申請しなければならない。この場合において、青年

等就農計画等を作成するに当たっては、市長に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、山形県西村山農業技術普及課等の関係機関、総合対策実施要綱別記2第7第2項第11号及び円滑化対策実施要綱別記1第7第2項第11号に定めるサポート体制の関係者等（以下「関係者等」という。）から助言及び指導を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認申請があったときは、総合対策実施要綱別記2第7第2項第2号及び円滑化対策実施要綱別記1第7第2項第2号の規定により、その内容を審査し、承認の適否について、寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）（変更）の承認（承認却下）通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。この場合において、審査は、関係者等による面接等により行うものとする。

（青年等就農計画等の変更承認申請）

第4条 申請者は、青年等就農計画等の変更を行う場合は、変更した青年等就農計画等を作成し、市長に承認申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減その他の市長が軽微な変更と認める場合にはこの限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の承認申請があった場合、その手続は前条第2項に準じて行うものとする。

（交付申請）

第5条 青年等就農計画等の承認を受けた申請者は、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）交付申請書（様式第2号）を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 交付の申請は、交付期間1年分又は1年分を複数回に分けて行うものとし、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出を受けた場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、規則第8条の規定にかかわらず、令和8年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により資金の交付決定を行った場合は、規則第15条に規定する額の確定通知を行ったものとみなす。

（就農状況報告）

第7条 資金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況を総合対策実施要綱別記2第6第2項第6号又は円滑化対策実施要綱別記1第6第2項第6号に定める就農状況報告により、市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、交付期間終了後5年間（第10条に定める就農中断報告の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業状況を総合対策実施要綱別記2第6第2項第6号ア又は円滑化対策実施要綱別記1第6第2項第6号アに定める作業日誌により、市長に提出しなければならない。

3 交付対象者は、前項の規定による就農状況報告（毎年1月末までの報告に限る。）に、総合対策実施要綱別記2第6第2項第6号ア及び円滑化対策実施要綱別記1第6第2項第6号アに定める「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出しなければならない。

（交付の中止）

第8条 交付対象者は、資金の受給を中止する場合は市長に総合対策実施要綱別記2第6第2項第4号又は円滑化対策実施要綱別記1第6第2項第4号に定め

る中止届を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の中止届が提出された場合又は総合対策実施要綱別記 2 第 5 第 2 項第 3 号ア、イ及びエからキまでのいずれかに該当する場合及び円滑化対策実施要綱別記 1 第 5 第 2 項第 3 号ア、イ及びエからキまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(交付の休止)

第 9 条 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は、総合対策実施要綱別記 2 第 6 第 2 項第 5 号ア又は円滑化対策実施要綱別記 1 第 6 第 2 項第 5 号アに定める休止届を市長に提出しなければならない。この場合において、休止期間は原則 1 年以内とするものとする。

- 2 前項の休止届を提出した交付対象者が、就農を再開する場合は、総合対策実施要綱別記 2 第 6 第 2 項第 5 号イ又は円滑化対策実施要綱別記 1 第 6 第 2 項第 5 号イに定める経営再開届を市長に提出しなければならない。

- 3 交付対象者は、妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合、1 度の妊娠・出産又は災害につき最長 3 年の休止期間を設けることができる。この場合において、休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、前項の経営再開届と合わせて第 4 条の手續に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を承認申請しなければならない（総合対策実施要綱別記 2 第 5 第 2 項第 2 号イ及び円滑化対策実施要綱別記 1 第 5 第 2 項第 2 号イに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。）。

- 4 市長は、交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は資金の交付を休止し、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

- 5 市長は、交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができるかと認められる場合は、資金の交付を再開する。

(就農中断報告)

第10条 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に総合対策実施要綱別記2第6第2項第6号ウ又は円滑化対策実施要綱別記1第6第2項第6号ウに定める就農中断届を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とするものとし、就農を再開する場合は総合対策実施要綱別記2第6第2項第6号ウ又は円滑化対策実施要綱別記1第6第2項第6号ウに定める就農再開届を市長に提出しなければならない。

(承認の通知)

第11条 市長は、休止届若しくは経営再開届（経営再開届と合わせて第4条の手續に準じて申請する青年等就農計画等の交付期間の変更申請書を含む。）の提出があり、承認する場合には、令和8年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）交付事業に関する届出等に係る承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の規定は、交付終了後の就農継続期間中における、就農中断届若しくは就農再開届においても同様の取り扱いとする。

(離農報告)

第12条 交付対象者は、交付期間終了後5年間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に総合対策実施要綱別記2第6第2項第6号エ又は円滑化対策実施要綱別記1第6第2項第6号エに定める離農届を市長に提出しなければならない。

(住所等変更報告)

第13条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に総合対策実施要綱別記2第

6 第 2 項第 6 号イ又は円滑化対策実施要綱別記 1 第 6 第 2 項第 6 号イに定める住所等変更届を市長に提出しなければならない。

(資金の返還)

第 1 4 条 交付対象者は、総合対策実施要綱別記 2 第 5 第 2 項第 4 号アからウ又は円滑化対策実施要綱別記 1 第 5 第 2 項第 4 号アからウまでに掲げる事項に該当した場合、資金を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

2 市長は、交付対象者に資金の返還が生じた場合には、令和 8 年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）返還請求書（様式第 5 号）により、返還を請求するものとする。

(返還免除)

第 1 5 条 交付対象者は、前条第 1 項ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合で、資金の返還の免除を希望するときは、総合対策実施要綱別記 2 第 6 第 2 項第 7 号又は円滑化対策実施要綱別記 1 第 6 第 2 項第 7 号に定める返還免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による返還免除申請書の提出があった場合は、総合対策実施要綱別記 2 第 7 第 2 項第 8 号又は円滑化対策実施要綱別記 1 第 7 第 2 項第 8 号の規定により、内容を確認し、承認の適否について令和 8 年度寒河江市新規就農者総合育成対策事業（経営開始資金）返還免除承認（承認却下）通知書（様式第 6 号）により通知するものとし、適当と認めるときは、資金の返還を免除することができる。

(書類の保管)

第 1 6 条 規則第 2 2 条に規定する帳簿及び証拠書類は、資金の交付が完了した年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月7日から施行する。